

毛染めによる皮膚障害		NO.	
1 消費者庁長官及び厚生労働大臣への意見			
消費者が酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策を理解し適切な行動がとれるよう、以下の事項について様々な場を通じて継続的な情報提供を実施すること。			
<p>(酸化染毛剤やアレルギーの特性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ヘアカラーリング剤の中では酸化染毛剤が最も広く使用されているが、主成分として酸化染料を含むため、染毛料等のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすい。</li> <li>○治療に30日以上を要する症例が見られるなど、人によっては、アレルギー性接触皮膚炎が日常生活に支障を及ぼすほど重篤化することがある。</li> <li>○これまでに毛染めで異常を感じたことのない人であっても、継続的に毛染めを行ううちにアレルギー性接触皮膚炎になることがある。</li> <li>○アレルギーの場合、一旦症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもある。</li> <li>○低年齢のうちに酸化染毛剤で毛染めを行い、酸化染料との接触回数が増加すると、アレルギーになるリスクが高まる可能性があると考えられる。</li> </ul> <p>(対応策等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者は、セルフテストを実施する際、以下の点に留意すべき。</li> <li>・テスト液を塗った直後から30分程度の間及び48時間後の観察が必要（アレルギー性接触皮膚炎の場合、翌日以降に反応が見れる可能性が高いため、48時間後の観察も必要）。</li> <li>・絆はん創そう膏こう等で覆ってはならない（感作を促したり過度のアレルギー反応を引き起こしたりするおそれがあるため）。</li> <li>○酸化染毛剤を使用して、かゆみ、赤み、痛み等の異常を感じた場合は、アレルギー性接触皮膚炎の可能性があるため、消費者は、アレルギーと考えると酸化染毛剤の使用をやめる、医療機関を受診する等の適切な対応をとるべき。</li> </ul>			
	71	F	
2 厚生労働大臣への意見			
(1) 製造販売業者及び関係団体への周知徹底等			
消費者にリスクを回避するための行動を促すため、製造販売業者から消費者に対し、1. に示した酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等を伝えられるよう、以下のことを行うこと。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造販売業者及び関係団体に対し、例えば、警告・注意を守らないことにより具体的などのような状況が発生し得るか、なぜ毎回セルフテストが必要なのかなど、リスク等が消費者に分かりやすく伝わるような表示や情報提供の内容を検討するよう促すこと。</li> <li>○また、特に安全に関する重要な情報は製品を陳列した際に正面となる面に表示したり、症例写真など、より具体的に伝わる情報を整理してウェブサイト上に掲載したりする等、リスク等が的確に消費者に伝わるような伝達手段について検討するよう促すこと。</li> </ul>			
	72	C	
(2) 理美容師への周知徹底等			
関係団体に対し、様々な機会を捉えて繰り返し学習する機会を設けるなどにより、以下について、理美容師に対して継続的に周知するよう促すこと。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>○理美容師は、1. に示した酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について確実に知識として身に付けけること。</li> <li>○理美容師は、毛染めの集約に際して、次のことを行うこと。</li> <li>・コミュニケーションを通じて、酸化染毛剤やアレルギーの特性、対応策等について顧客への情報提供を行う。</li> <li>・顧客が過去に毛染めで異常を感じた経歴の有無や、施術当日の顧客の肌の健康状態等、酸化染毛剤の使用に遺すことを確認する。</li> <li>・酸化染毛剤を用いた施術が適さない顧客に対しては、リスクを丁寧に説明するとともに、酸化染毛剤以外のヘアカラーリング剤（例えば染毛料等）を用いた施術等の代替案を提案すること等により、酸化染毛剤を使用しない。</li> </ul>			
	73	C	
(3) セルフテストの改善の検討			
セルフテストの実施により、消費者自身が毛染めによる皮膚障害の発症の可能性があると早期に気づき、症状の重篤化を未然に防ぐことができると考えられることから、消費者が実施しやすいセルフテストの方法等の導入の可能性を検討すること。			
	74	D	

ハンドル形電動車椅子使用中の事故		NO.	
1 経済産業大臣への意見			
(1) ハンドル形電動車椅子の設計・販売に関するリスク低減策の実施			
<p>① 発進操作機構の改善</p> <p>ハンドル形電動車椅子は、1か所（アクセルレバー）を1方向に軽く（手を乗せる程度）押すだけの簡単な操作で発進できる機構となっている。踏切等で停止して待機している状態でアクセルレバーに意図せず触れて発進した場合は、重大な事故に至る可能性が高いため、簡単にかつ意図しない発進をしてしまうことを防ぐ操作方式に見直すように製造事業者（開発・設計事業者を含む）に指導すること。</p>			
	75	B	
<p>② 前方構造の改善</p> <p>踏外逸脱による重大な事故に至る可能性を低減するため、前輪近くの路面の視認性を極力確保したハンドル形電動車椅子の構造に見直すように製造事業者（開発・設計事業者を含む）を指導すること。</p>			
	76	B	
<p>③ 使用環境の確認強化</p> <p>ハンドル形電動車椅子販売時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）を確認し、使用予定者に確実に説明することを販売業者に指導すること。</p>			
	77	F	
<p>④ 踏切道の走行に関する禁止行為又は注意事項の製品表示</p> <p>踏切道の走行に関する禁止行為又は注意事項を示す表示をハンドル形電動車椅子本体に行うように製造事業者（開発・設計事業者を含む）を指導すること。</p>			
	78	C	
<p>⑤ 踏切道の単独走行を想定したリスクアセスメントの実施</p> <p>多くの製造事業者が単独での踏切道走行について、禁止行為である又は介助者を同行する旨の注意事項としているが、使用者の様々な状況や必要性によっては、踏切を単独走行せざるを得ない場合もあり得るため、使用上のリスクが高いとされている踏切道の単独走行について、リスクアセスメントを実施して、リスク低減策を検討すること。</p>			
	79	D	
<p>⑥ 使用環境に適合した製品の提供</p> <p>ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度10°以下）を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように販売事業者を指導すること。</p>			
	80	C	
(2) ハンドル形電動車椅子の保守点検に関するリスク低減策の実施			
<p>① 製品の直進走行性の点検及び調整を定期点検項目とし、その他の点検項目及び点検周期についても可能な限り標準化を図るように製造事業者（開発・設計事業者を含む）を指導すること。</p>			
	81	B	
<p>② 定期点検の実施促進を販売業者に促すこと。</p>			
	82	E	
(3) ハンドル形電動車椅子の安全に関する研究の促進			
<p>① 踏外逸脱による転落を使用者の注意に頼らない方法で防ぐことを目的として、転落リスクの自動検知機能及び自動停止機能の研究を促進すること。</p>			
	83	H	
<p>② 対人・対物の衝突を防ぐことを目的として、衝突リスクの自動検知機能及び自動減速機能の研究を促進すること。</p>			
	84	H	
<p>③ 今後10年間で高齢者人口が著しく増加すると推定される首都圏に、ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度：10°）を超える急坂が点在していると考えられるため、登降坂性能向上のための研究を促進すること。</p>			
	85	H	
2 厚生労働大臣への意見			
(1) ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策（運転者の身体の能力及び運転適性の確認強化）の試行			
ハンドル形電動車椅子の運用に関するリスク低減策（運転者の身体の能力及び運転適性の確認強化）として、以下を試行すること。			
<p>① 介護保険制度を利用したレンタル利用者に対し、既にに行われている身体の能力及び運転適性の確認方法に、認知機能の検査手法や運転履歴情報に基づく運転適性の確認を追加し、確認結果の経時的な変化を分析することにより身体の能力及び運転適性の低下の有無について評価すること。</p> <p>運転適性の確認は、経済産業省の協力を得て、有用な運転履歴情報の検討及び現在のハンドル形電動車椅子が有する運転記録機能に運転履歴情報の保存及び出力機能を付加して活用すること。</p>			
	86	D	
<p>② 身体の能力（感覚機能、運動機能、認知機能など）及び運転適性の低下が認められた利用者に対しては、貸与側が使用環境に留意し、経済産業省の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の最高速度を下方変更し、その効果を検証すること。</p>			
	87	D	
(2) ハンドル形電動車椅子の貸与時に関するリスク低減策の実施			
<p>① ハンドル形電動車椅子貸与時の使用環境確認では、踏切のリスクの度合い（横断距離や踏切道側面の段差高さ等）を確認し、利用予定者に確実に説明することを福祉用具関係者に周知すること。</p>			
	88	C	
<p>② ハンドル形電動車椅子の登降坂性能（傾斜角度10°以下）を超えた急坂での使用を防ぐための警告機能が備わっていない機種が存在する。使用環境にハンドル形電動車椅子の登降坂性能を超える急坂がないことを確認できない限りは、前述の警告機能を有するハンドル形電動車椅子を提供するように福祉用具関係者に周知すること。</p>			
	89	C	
<p>③ 緊急事態において使用者が単独で危険を回避できない状況も予想されるため、周回へ緊急事態を知らせる方法の検討を福祉用具関係者に促すこと。</p>			
	90	G	
3 国土交通大臣への意見			
踏切道からの踏外逸脱に関するリスク低減策の検討			
踏切道で踏外逸脱及び脱輪して立ち往生した場合、重大な事故に至る可能性が考えられるため、既に国土交通省の高齢者等による踏切事故防止対策検討会から示された対策を早急に実施することに加え、脱輪した場合でも自走で踏切道へ復帰できるような踏切道側部の構造等を検討すること。			
なお、本改修検討は、踏切道側部から線路内への侵入防止策について、リスク低減の原則（ISO/IECガイド51 6.3項又はJIS Z8051 6.3項を参照。）に基づく整理を行った上で実施すること。			
	91	D	
4 厚生労働大臣、経済産業大臣及び消費者庁長官への意見			
運転に必要な知識教育と危険回避に必要な技能訓練の実施			
厚生労働大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、介護保険制度を利用したレンタル利用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。			
経済産業大臣は、関係機関及び団体の協力を得て、ハンドル形電動車椅子の購入使用者に対して、運転に必要な知識の教育と危険回避に必要な技能の体験型訓練の重要性を周知し、それらへの参加を促すとともに、これらの教育・訓練を地域の特徴に合わせて継続的に実施すること。			
	92	F	
消費者庁長官は、こうした教育・訓練が、複数の行政機関の間を必要とすることから、本施策の遂行に当たっては、効果的な運用となるよう実施計画等について十分な調整を行うこと。			
	93	F	
	94	I	
5 消費者庁長官への意見			
1～4に記載した各対策が総合的かつ体系的に実施されるよう、消費者庁が消費者安全に関する司令塔として、関係省庁間の調整を行うこと。その際、消費者の安全が十分に確保されるように努めること。			
	95	F	

体育館の床板の剥離による負傷事故	NO.	
経済産業省		
1. 事故のリスク及び維持管理の重要性の周知 文部科学省は、体育館において安全にスポーツを行うことができるよう、体育館の床板の剥離による負傷事故が発生していること、あらゆる木製床の体育館において同様の事故が発生するリスクがあること及びこれらを利用者が知ることの重要性並びに体育館の維持管理の重要性及び方法について、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 体育館の床板の剥離による負傷事故」（以下、「本報告書」という。）を参考にして体育館の所有者及び管理者に対して周知徹底すべきである。	96	C
2. 適切な維持管理の取組 文部科学省は、体育館の所有者に対して、次の（1）から（5）までの取組を行うよう求めるべきである。また、文部科学省は、それらの取組状況を把握し、適切な維持管理が行われるようにすべきである。		
（1）日常清掃及び特別清掃により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。 水拭き及びワックス掛けは、床板の不具合発生の観点から行うべきではないことなどに留意した上、本報告書 3. 2 及び 6. 1 を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴う木製床への水分の影響を最小限とするよう注意する。	97	E
（2）日常的、定期的に点検を行い、実施した記録を保管する。本報告書 3. 2 及び 6. 2 を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。 床板の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、床板の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数と共に記録し保管する。 さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施や床板の不具合について責任を持って対応に当たらせる。	98	E
（3）体育館の維持管理を外部に委託する場合には、（1）及び（2）について仕様書において定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格等を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。	99	E
（4）体育館の利用状況に応じて木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、改修計画に基づいて体育館の木製床の改修を行う。また、体系的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館の建設に当たっては、施工に関する情報、維持管理の方法、改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引き渡すことを仕様書において定めるなど、設計者及び施工者に確実に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。	100	E
（5）施設利用上の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。	101	F
3. 消費者事故等の通知 文部科学省は、体育館の床板の剥離による負傷事故が発生した場合には、次の（1）及び（2）の対応を行うべきである。		
（1）体育館の所有者又は管理者に対して、事故の発生した床板の写真の撮影、発生位置の記録を行い、情報提供に努めるよう求める。	102	C
（2）消費者庁に対して、消費者事故等の通知を行うとともに、（1）で収集した情報の提供を行う。	103	I

家庭用コージェネレーションシステムの事業	NO.	
1 経済産業大臣への意見 経済産業省は、次の（1）から（3）までの取組を行うべきである。また、消費者庁に対して、それらの取組について情報提供すべきである。		
（1）家庭用コージェネの運転音に含まれるピーク周波数の音圧レベルの低減に一定の効果が見られたことを示した本報告書も参考にしながら、家庭用コージェネの運転音の改善の検討を続けるよう、製造事業者を促すこと。	104	D
（2）家庭用コージェネが運転音を発する機器であること及び自宅又は隣家等の家庭用コージェネの運転音による不眠等が一部報告されていることについては、消費者が製品の購入を検討する際に必要な情報であり、消費者へ確実に伝達するための方策の検討を行うよう、製造事業者及び販売事業者を促すこと。	105	F
（3）家庭用コージェネの運転音による症状の訴えがあった場合には、個々の事業について積極的に情報収集し、正確な原因把握や夜間運転停止プログラムの活用等の対応を行うなど、症状の軽減に向けた具体的な方策を検討し、提案するとともに、その履行がなされるよう取り計らうなどの対応を行うよう、製造事業者及び販売事業者を促すこと。具体的な方策の検討に当たっては、上記の従来の取組に加え、本報告書で有効性が示されたANC装置、防音エンクロージャ及びマスキング音なども選択肢の一つとする。	106	D
2 環境大臣への意見 環境省は、次の（1）及び（2）の取組を行うべきである。また、消費者庁に対して、それらの取組について情報提供すべきである。		
（1）家庭用コージェネの運転音の人体への影響について、医学的知見を得ながら、総合的な研究を推進すること。	107	H
（2）現場での音の測定値が「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」以下であっても低周波音の影響の可能性について慎重な判断を要する場合があることを、引き続き周知徹底すること。	108	F
3 公署等調整委員会委員長への意見 公署等調整委員会は、紛争となった場合の地方公共団体における適切な公署苦情対応について、引き続き地方公共団体に対して指導、助言を行うべきである。また、消費者庁に対して、その取組について情報提供すべきである。	109	C
4 消費者庁長官への意見 消費者庁は、家庭用コージェネから生じる運転音によって不眠等の症状が生じたとの相談への対応方法並びに経済産業省、環境省及び公署等調整委員会の協力を待て、入手した症状の軽減や苦情の相談先に関する有用な情報を地方公共団体に周知すべきである。	110	C

住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等		NO.	
<b>1 経済産業大臣への意見</b>			
<p>経済産業省は、住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故等の再発防止のために、国土交通省の協力を得て、以下のような対応を製造業者が必要に応じて住宅・建築業者の協力を得つつ実施するように促すとともに、必要なものについては自ら実施すべきである。</p> <p>その際、経済産業省は、上記対応の円滑な実施の前提として、現行の法制度上、住宅用太陽光発電システムの保守点検については、所有者が事業者としての立場で一義的に責任を持つことを所有者自身が適切に認識するように、必要な措置を実施すべきである。</p> <p>あわせて、経済産業省は、当該製品の購入及び使用において、所有者は消費者でもあるという点を考慮し、この消費者を保護するという観点から、事業者である製造業者が果たすべき役割も大きいことなどを踏まえながら、関係法令等の見直し等を含めた適切な手法による、保守点検の確実な実施を担保する仕組みの構築を検討するとともに、今後の技術革新等を踏まえ、具体的な対応内容の更新を随時行うべきである。</p>		111	D
<b>1. 1 モジュール又はケーブルから発生した火災事故等の再発防止策</b>			
<b>(1) 既に設置されている住宅用太陽光発電システム</b>			
<p>① 住宅の火災に係るリスクアセスメントの実施</p> <p>製造業者において、モジュールの製造上の問題に起因する発火等の可能性を踏まえ、銅板等なし型における住宅の火災に係るリスクアセスメントを行い、必要があると認められる場合には、その結果に基づいた対応を早急に実施させること。当該リスクアセスメントは、過去の不具合情報及び不具合要因に関わる設計変更履歴等を踏まえながら実施すること。</p> <p>なお、リスクアセスメントの結果について、経済産業省で評価を行った上で公表すること。</p>		112	E
<p>② モジュールの設置形態の変更</p> <p>製造業者において、銅板等なし型について、経年劣化によるモジュールの発火が野地板への延焼へとつながるリスクを十分に低減するため、他のモジュールの設置形態へ変更するよう所有者に促すこと。</p> <p>ただし、変更が困難なことも想定されることから、その場合は、以下の応急点検等を代替策として実施すること。</p>		113	C
<p>③ 応急点検等の実施</p> <p>製造業者において、導入時の保証期限を超えた銅板等なし型について、火災リスクや、所有者による確認及び実施が必要な事項を該当する所有者に対して説明し、所有者による応急点検の実施を促進させること。</p> <p>応急点検は、経年劣化により発生すると考えられるモジュールの不具合が発生していないことを確認するために、バイパス回路が常時通電していないこと及び断線していないことを確認すること。</p> <p>なお、応急点検以降は保守点検ガイドラインに沿った定期保守点検により、不具合が発生していないことを確認すること。</p>		114	E
<b>(2) 新たに設置される住宅用太陽光発電システム</b>			
<p>① モジュールの発火に対する対策</p> <p>製造業者において、銅板等なし型について、1. 3 (2) に示すような安全対策が達成され、モジュールの発火リスクが十分に低減された認められるまでの間、野地板への延焼リスクが低い他のモジュールの設置形態に変更すること。</p>		115	E
<p>② ケーブルの発火に対する対策</p> <p>製造業者において、銅板等付帯型について、ケーブルの施工不良及び発火に対する以下の対策を講じること。</p> <p>a ケーブルの挟み込みがなく、ルーフィング上にケーブルが、可能な限り直接配線されないような構造にすること。</p> <p>b コネクタについては、施工後の緩みによる接触不良が発生しないコネクタへ設計を見直すこと。</p> <p>製造業者において、小動物による噛害に対して、防止策を準備し、設置環境を踏まえ、必要に応じて施工すること。</p>		116	E
<b>1. 2 パワーコンディショナ又は接続箱から発生した火災事故等の再発防止策</b>			
<p>製造業者において、筐体内への水分等の浸入防止、入力端子部等での接触不良、コンデンサの絶縁破壊等の対策を講じること。</p>		117	E
<b>1. 3 住宅用太陽光発電システム共通の火災事故等の再発防止策</b>			
<b>(1) 運用段階</b>			
<p>① 地絡発生時の処置</p> <p>製造業者において、地絡検知機能を有する製品を標準とし、仮設の製品については適時、機器の更新を進めること。また、断路器による切り離し操作に加えて、地絡が発生したストリングを遮光する等、地絡が発生した際の適切な対処方法を整備し、徹底させること。</p> <p>その上で、経済産業省において、「電気設備の技術基準の解釈」第36条第1項第7号の規定について、削除することを検討すること。</p>		118	B
<p>② 保守点検ガイドラインの見直し</p> <p>一般社団法人日本電機工業会及び一般社団法人太陽光発電協会において、銅板等なし型のモジュールについて、本報告書6. 1 (1) ③の応急点検と同様の点検項目を保守点検ガイドラインの定期保守点検項目に追加すること。</p> <p>また、地絡が発生した際の適切な対処方法についても保守点検ガイドラインに追加すること。</p>		119	B
<p>(2) 今後の開発課題</p> <p>経済産業省において、耐久品として適切な保守を行うことにより、住宅用太陽光発電システムの信頼性向上を図ること。</p> <p>また、モジュールの発火リスクを低減し、更なる安全性向上のための開発を以下に示す課題を踏まえて促進すること。</p> <p>① バイパス回路において、長期間の常時通電を想定し、同回路の耐久性向上を行うこと。また、その結果として、必要に応じて関連規格を改定すること。</p> <p>② バイパス回路の常時通電又は断線等の異常状態を検知して、使用者に警告する機能を付加すること。</p> <p>③ モジュールの封止材として難燃材料を使用すること。</p> <p>④ 安全性の向上及び点検コストの低減に資するような遠隔監視システムの開発を行うこと。</p>		120	E
<b>2 消費者庁長官への意見</b>			
<p>消費者庁は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために、本報告書を参考にして、住宅用太陽光発電システムに係る以下の情報について、消費者に分かりやすく提供すべきである。</p>		121	F
<p>(1) 住宅用太陽光発電システムに起因した住宅の火災事故等が発生しており、同システムは、そのモジュールの設置形態等によって火災リスクが異なること。</p>			
<p>(2) モジュールの設置形態等を以下のとおりとすることにより、火災リスクの低減が可能であること。</p> <p>① 銅板等なし型は、モジュール又はケーブルが発火した場合に、ルーフィング及び野地板へ延焼するリスクがある。モジュールの設置形態を屋根置き型又は銅板等敷設型にすることで同リスクを低減できる。</p> <p>② 銅板等付帯型は、ルーフィング上に敷設されたケーブルが発火した場合に、ルーフィング及び野地板へ延焼するリスクがある。ケーブルの挟み込みを防ぐ構造、かつルーフィング上にケーブルを可能な限り敷設しないような施工にすることで同リスクを低減できる。</p> <p>③ 地絡検知機能を有していない製品は、地絡の検知が遅れ、同一ストリング内の2点地絡が発生した場合に、火災に至るリスクがある。地絡検知機能を有した製品とすることで同リスクを低減できる。</p>			
<p>(3) 消費者が住宅用太陽光発電システムを購入し使用する際に、同システムを用いて充電を行う場合には、事業者としての点検等の義務も併せて負うこととなること。</p>			

玩具による乳幼児の気道閉塞事故		NO.	
<b>1 経済産業大臣への意見</b>			
<p>(1) 事故のリスクの周知</p> <p>経済産業省は、玩具関連事業者に対して、安全な玩具を製造・販売するために、乳幼児の行動特性、口腔の構造や嚥下の特徴、窒息や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴を理解するよう促すべきである。そのために、本報告書、調査委員会が製作した動画「窒息事故から子どもを守る」及びペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等も参考にするなどして、乳幼児の行動特性や身体的特徴等について、玩具関連事業者に対して継続的に広く周知すべきである。</p>		122	C
<p>(2) 安全な玩具の設計、製造、販売</p> <p>① 経済産業省は、S T基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等に基づいた対象年齢の設定・表示の徹底を、玩具関連事業者に促すべきである。また、その効果について検証し、十分な実効性が確保されない場合には、更なる施策を検討すること。</p> <p>② 経済産業省は、玩具関連事業者に対して以下に示す取組を行うよう求めるなどして、安全な玩具の設計、製造及び販売につながるよう努めるべきである。</p> <p>(ア) 3歳未満を対象とした玩具のうち、球形、半球形又は楕円体等の球に類する形状の物については、「小部品」の試験に加えて「小球」の試験を実施する等様々な試験方法を併用し、対象年齢を考慮すれば不要と考えられる場合であっても、小部品に分類されることも想定した設計を行い、万一、玩具がのど(咽頭・喉頭)に入っても、気道が閉塞され、窒息しない工夫として、可能な限り大きな穴を多方向に開けるなど、更なる安全性向上の検討を行うこと。</p> <p>(イ) 消費者に対して、対象年齢やS Tマーク等の安全性に係る表示の意味を、分かりやすく、正確に伝えること。</p>		123	C
		124	B
		125	F
<b>2 消費者庁長官への意見</b>			
<p>(1) 事故のリスクの周知</p> <p>消費者庁は、子供の事故防止に関する司令版として、内閣府、消防庁、文部科学省及び厚生労働省等と連携しながら、消費者が、乳幼児の行動特性及び身体的特徴、誤嚥や窒息を起こす可能性のある玩具の特徴、事故のリスク等を具体的に認識できるよう、調査委員会が製作した動画「窒息事故から子どもを守る」やペーパークラフト「乳児くち・のど模型」等も参考にするなどして、事故のリスクを消費者に対して継続的に広く周知すべきである。</p>		126	F
<p>(2) 事故防止策の周知のための取組</p> <p>消費者庁は、以下に示す事故防止策を消費者に周知するなど、消費者の事故防止のための具体的な行動に結びつく取組を行うべきである。</p> <p>① 窒息するとは考えにくい大きさ形状の玩具であっても、粘着のある液体等が入り混じることや窒息する可能性があることから、子供に離乳食を食べさせたり、ミルクを飲ませたりする前には、玩具等の異物が口腔内に入らないことを確認する。</p> <p>② 玩具の購入時には、当該玩具の対象年齢を確認し、対象年齢に満たない子供に対しては、購入を控える。玩具の購入後は、特に6～20mmの大きさの物は、窒息の可能性があるので、あらかじめ年少の子供の手が届く範囲をチェックし、上記のような玩具は年少の子供の手に触れないところに置く。</p>		127	F
		128	F
<p>(3) 安全性向上に向けた情報の収集及び共有</p> <p>消費者庁は、どのような状況の下、どのような玩具で誤嚥や窒息等の事故が発生しているのかを、他の行政機関、玩具関連事業者及び消費者等が、具体的に認識し、再発防止のための必要な対応が採れるよう、子供の月年齢、事故が発生した玩具の種類・大きさ・形状・対象年齢、S T基準等の玩具の安全性に関わる基準や国際的な規格等への適合の有無、玩具の保管状況、玩具の持ち主、採られた対処方法等を収集、蓄積して、その情報を関係者間で広く共有できるように対応すべきである。また、可能な限りの範囲で、C T画像等の医療データを収集・蓄積することが望ましい。</p>		129	I
<p>(4) 重篤化の防止に関する周知</p> <p>消費者庁は、消防庁と連携しながら、消費者に対して、気道閉塞となった場合の正しい対処方法(背骨叩打法、胸部突き上げ法又はハイムリック法)について、最悪期の消防署や日本赤十字社等で専門家から学ぶことを促すべきである。</p>		130	F